

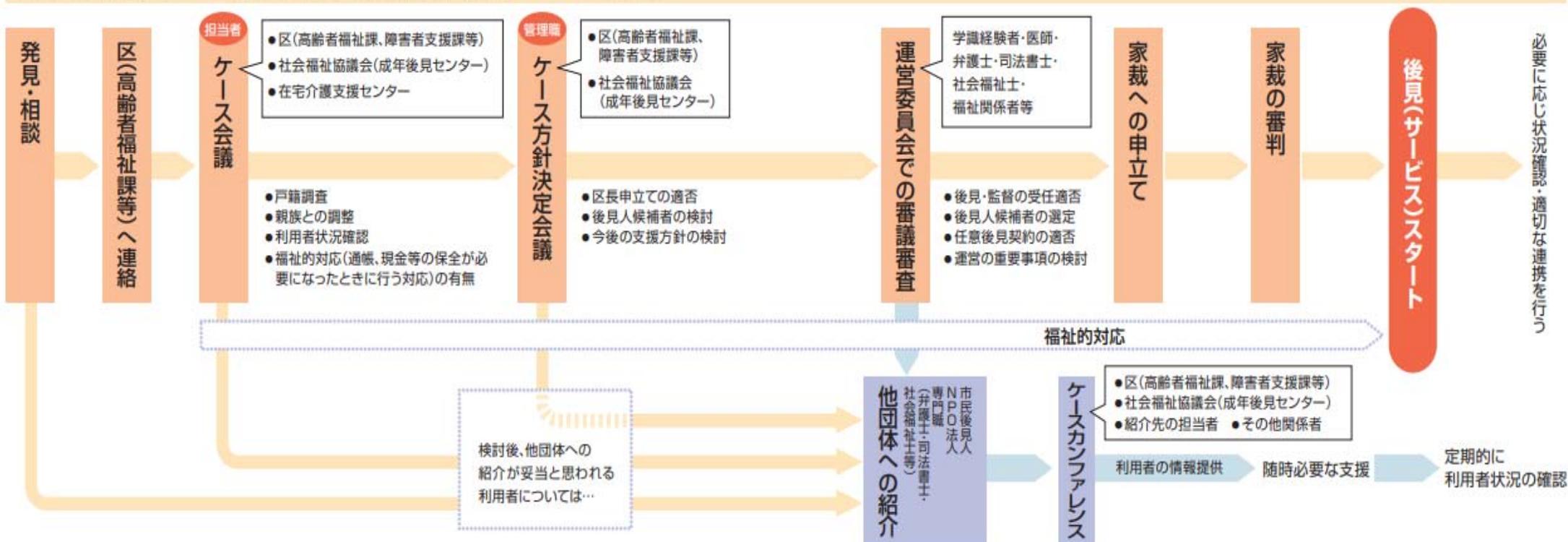
Q1.品川区と連携の仕組み

- 品川区が権利擁護の専門的機関として
品川区社会福祉協議会に成年後見センターを設置
- 設置当初は品川区職員が派遣されていました。
- 品川区の権利擁護のしくみ(図1)、
発見・相談から成年後見制度利用(図2)の流れの
とおりにケース会議(2回/月)を通じて連携を図っています。
- 品川区は品川区利用促進計画に基づき中核機関を
品川成年後見センターと協働で設立しました。(図3)

品川区の権利擁護の仕組み

図 1

発見・相談から成年後見制度利用までの流れ



必要に応じ状況確認・適切な連携を行う

定期的に利用者状況の確認

ケース会議は月2回
(第1・3火曜 AM)

方針決定会議・運営委員会は3か月に1回
(4月・7月・10月・1月の各月末)
※緊急ケースを除く

ニーズ発見から制度利用まで

ケース会議（月2回）

- 検討メンバー ⇒ 区の担当者、後見センター、ケアマネジャー、介護・福祉関係者、民生委員等
- 検討内容 ⇒ 権利擁護の必要性の確認／親族、財産状況及び調査、既往症、生活／状況等の把握 等



方針決定会議（年4回）

- 検討メンバー ⇒ 区管理職、後見センター
- 検討内容 ⇒ 後見申立の確認（申立人、類型、後見人及び後見監督人候補者の選定）



品川成年後見センター運営委員会（年4回）

- 対象 ⇒ 本人・親族・区長申立、法定後見・任意後見のすべての事案
（※後見センターが関与している事案）
- 検討メンバー ⇒ 学識経験者、医師、弁護士、民生委員、福祉関係者、行政関係者 計10名
- 検討内容 ⇒ 申立の可否、候補者の選定（法人後見、市民後見、専門職であればいずれの専門職が妥当か）

申 立

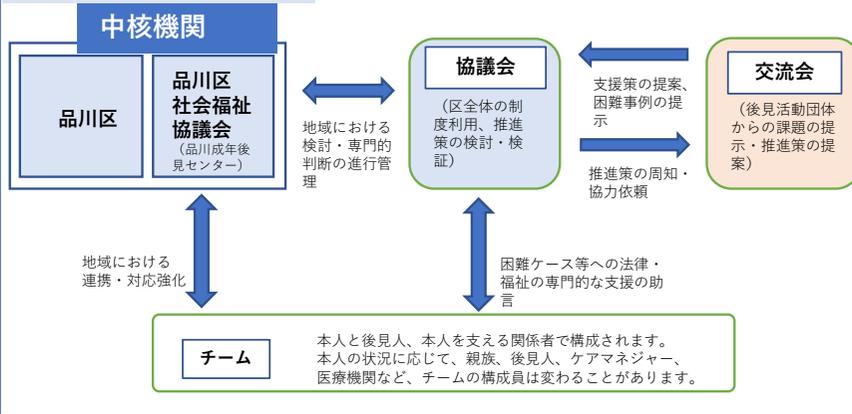
協議会の位置付けについて

地域連携ネットワークの役割

- 権利擁護支援の必要な人を発見・支援
- 早期の段階からの相談・体制の整備
- 意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度運用に資する支援体制の構築



地域連携ネットワーク



●協議会

- 1. 目的 (要綱第1条)**
品川区における成年後見制度に関する施策の進捗および関係機関の連携を図る。
- 2. 内容 (要綱第2条)**
 - ・成年後見制度に関する施策の進捗状況に関すること
 - ・成年後見制度の推進に関すること
- 3. 委員 (要綱第3条)**
学識経験者、弁護士、司法書士、社会福祉士、福祉・医療関係者、地域関係団体の代表者等で構成
- 4. 開催**
年1回 (毎年6月頃想定)

●交流会

- 1. 目的**
後見活動団体同士の交流を図るとともに、課題および品川区における制度推進に関する意見を共有する。
- 2. 内容**
 - ・各団体の現状と課題の共有
 - ・区全体で検討する必要がある課題等を共有し、協議会へ提示。
- 3. 参加者**
後見活動団体
※想定団体：社協関係団体、弁護士団体、その他 (区・社協HPで募集予定)
- 4. 開催**
年1回 (毎年1月頃想定)

Q2.ケアマネの訪問(1回/月)と後見人の定期訪問の違いは下記のとおりです。

- ・施設案件:ケアマネさん同様にケアプランが適切か本人・施設職員に確認する。
本人の希望や要望等を聞き取り落ち着いた生活が送れるように支援する。
- ・在宅案件:ケアマネさん同様にケアプランが適切か本人・関係者と確認する。
在宅の被後見人等は様々な課題が出現するため都度対応をしている。

例)

仏壇の線香が倒れて床が焦げている。火災の危険が迫る。
本人は認知症の進行で危険察知が低下してきた。
ケアマネ、ヘルパー事業所と協議し電池式の線香立てを導入を提案する。

(経過)

後見人が本人宅訪問し困りごとを問うと「特にない」。
ご仏壇に手を合わせ、仏具周辺の焦げ付きについて確認。
仏具(香炉)、マッチを回収しつつ、電池式タイプの「安心のお線香
(線香先端のライトが点くタイプのもの)」と交換を提案した。
本人は「こんなものがあるのね。これであれば安心ね」と気に入ってくださり何度かスイッチの入・切をしてもらい設置した。

Q3.市民後見人の支援のあまりない地域の活動について

適切なアドバイスはなかなか見当たりません。
市民後見人養成講座を開催している地域の方々は
行政の物心両面の積極的な関与が不可欠と話されます。
回答には程遠いですが、地域の特性を無視した提案は
意味が無いと思料します。